

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監 7 の第 2 号

監査の対象：令和 6 年度監査委員監査 物品管理（物品現在高調査）に関する事務

所管所属：行政委員会事務局

通知日：令和 7 年 6 月 13 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	行政委員会事務局における物品台帳と実態の乖離について改善を求めたもの 今回の監査において、行政委員会事務局総務部総務課が所管する「パーテーション」は、物品台帳上「4 連」との表記があったが、4 つのうち 1 つについて現物の確認ができなかった。 さらに、当該パーテーションは 2 か所に分かれて保管されていたが、物品台帳上、保管場所として 1 か所の情報しか記録されていなかったことから、現在高調査の際にはその 1 か所にある現物を確認するのみで、もう 1 か所で保管していたパーテーションは今回の監査をきっかけに所在が分かり、これまでの現物確認が十分でなかったことが判明した。 【指摘事項】 行政委員会事務局は、複数の物品で構成されている所管物品について、本件と同様の状況となっていないか改めて確認し、実態と合った物品台帳となるよう必要に応じて整備した上で、日常の管理や現在高調査を漏れなく実施できるよう仕組みを構築し、運用されたい。	・今回の指摘事項と同様の事象がないか所管物品の保管状況を確認し、必要に応じて令和 7 年 1 月末までに実態に合わせて物品台帳を整備した。 ・物品の日常管理や物品現在高調査で正確な調査が実施できる仕組みとして、物品現在高調査等チェックリストを作成し、令和 7 年 3 月 19 日に局内周知を実施し運用を開始した。 ・上記仕組みの下、令和 7 年度に行う物品現在高調査（令和 7 年 3 月末時点）を漏れなく実施できたことを令和 7 年 5 月 30 日に確認した。	措置済	令和 7 年 5 月 30 日